

株式会社商工組合中央金庫法第二十二條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の特例の読替表

株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）の特例……………	1
株式会社商工組合中央金庫法の施行に關し定める件（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）の特例……………	6
経済産業省・財務省・内閣府關係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三條第一項第五号二、第八十四條第三号八及び第八十六條の規定に基づき、自己資本の充實の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）の特例……………	8

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成
 金融庁
 二十年財務省告示第一号）の特例の誌替表【第一条関係】
 経済産業省

損 益 後	損 益 配
<p>【特例を採用した損益の国総額―其概】</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定する<u>その他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。</u>ただし、繰延ヘツジ会計（時価評価されているヘツジ手段に係る損益又は評価差額をヘツジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用す</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定する<u>その他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。</u>ただし、繰延ヘツジ会計（時価評価されているヘツジ手段に係る損益又は評価差額をヘツジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、<u>同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘツジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘツジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘツジ対象とするヘツジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうもの</u>とす</p>

る場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）及び繰延ヘツジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘツジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウエイト債券を除く。）をヘツジ対象とするヘツジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものである。

一～五（略）

2～6（略）

（補完的項目）

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式に「ケツ」・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十三条第二号に掲げる額、「ケツ」・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペ

る。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものである。

一～五（略）

2～6（略）

（補完的項目）

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式に「ケツ」・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十三条第二号に掲げる額、「ケツ」・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペ

ーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第三百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたもの)にあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

ー その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウエイト債券を除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へツジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延へツジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非

ーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第三百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたもの)にあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

ー その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へツジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延へツジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非

累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。))が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。)及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)及び新株予約権の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものである。

一～五 (略)

2～7 (略)

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式のみ(内部格付手法を採用した場合にあっては、第三百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及

累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)及び新株予約権の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものである。

一～五 (略)

2～7 (略)

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式のみ(内部格付手法を採用した場合にあっては、第三百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及

びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったもの)にあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及びゼロリスク・ウエイト債券を除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へツジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延へツジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)

2・3 (略)

びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったもの)にあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へツジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延へツジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)

2・3 (略)

株式会社商工組合中央金庫法の施行に關し定める件（平成二十年財務省告示第一号）の特例の読替表【第二条關係】
 金融庁
 経済産業省

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>（自己資本の額に加える調整） 第三条 海外営業拠点（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する場合に株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の規則第二十六条第二項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額は、単体基本的項目の額（自己資本比率告示第十七条（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第六号。以下この項及び第五条第一項において「特例告示」という。）第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、特例告示第一条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第十七条とする。）に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び単体補完的項目の額（自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。</p>	<p>（自己資本の額に加える調整） 第三条 海外営業拠点（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する場合に株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の規則第二十六条第二項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額は、単体基本的項目の額（自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び単体補完的項目の額（自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>(連結自己資本の額に加える調整)</p> <p>第五条 海外営業拠点を有する場合に商工組合中央金庫の規則第二十九条第四項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。)は、連結基本的項目の額(自己資本比率告示第五条(特例告示第一条第一項に規定する新基準を採用する場合)、特例告示第一条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第五条とする。)(に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。)</p> <p>及び連結補完的項目の額(自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。)(の合計額とする。</p> <p>2・5 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(連結自己資本の額に加える調整)</p> <p>第五条 海外営業拠点を有する場合に商工組合中央金庫の規則第二十九条第四項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。)は、連結基本的項目の額(自己資本比率告示第五条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。)</p> <p>及び連結補完的項目の額(自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。)(の合計額とする。</p> <p>2・5 (略)</p>
--	---

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号八及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省告示第三号）の特例の読替表【第三条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。ただし、株式会社商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第六号）第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>